

由布市飲食事業者等事業継続支援金について

【目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う忘年会・会食等の自粛、首都圏等での緊急事態宣言やGoTo キャンペーンの制限が発表されたことにより、多大な影響を受けている飲食店をはじめ、小売業・卸売業・運輸業等を営む市内の事業者の方に対して、その事業継続のため、市独自の支援施策を実施します。

【対象者】

次のすべてを満たす事業者

- (1) 市内に事業所を有し、**飲食業・小売業・卸売業・運輸業・観光に付随するサービス業・農業（飲食店等を取引先とする青色申告者）**を主たる事業として営む**会社等及び個人事業主** ※**宿泊業を除く**

※会社等とは、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、企業組合、協業組合

- (2) **令和2年7月から令和3年3月まで**の、任意の**1ヵ月間の売上高**が前年の同月と比べて、**50%以上減少**している事業者。

- (3) 今後も市内で事業継続及び雇用の維持を行う意思を有する事業者。

【補助金額】

1 事業者あたり **20万円** ※申請は1事業者につき1回限りになります。

【申請期間】

令和3年2月1日（月）～5月31日（月） ※郵送必着とします。

提出先：〒879-5498 由布市庄内町柿原 302 番地 由布市役所商工観光課（新館2階）

※**新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則として、郵送申請にご協力ください。**

【添付書類】

- ① 申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 確認・同意書（様式第2号）
- ③ 減収月の事業収入額を示した帳簿の写し（確定申告書、売上台帳、試算表等）
- ④ 市内に事業所を有すること及び前年同月の売上高が確認できる書類
【法人】確定申告書別表一及び法人事業概況説明書等の写し
【個人】**青色申告**の場合：確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書等の写し
白色申告の場合：確定申告書第一表及び売上台帳等の写し
- ⑤ 振込口座の通帳の写し（支店名・口座番号・名義人等が確認できる箇所）
- ⑥ 農業者の場合、取引先のわかる納品書等の写し

確認のため上記の書類以外に資料が必要となる場合もあります。また、アンケートを行っておりますのでご協力をお願いいたします。



※申請書は市公式ホームページからダウンロードできます。または、市役所各庁舎でもお渡しできます。

トップページ > 事業者の皆さんへ > 商工労働 > 新型コロナウイルス感染症に関する情報

URL : <http://www.city.yufu.oita.jp/newly/inshokujigyyoukeizokusien/>



<お問い合わせ> 由布市商工観光課 ☎097-582-1304

